第４章　免許状更新等の申請手続

Ⅰ　申請書類の経由

免許状更新等の申請をする場合は、次に掲げる機関を経由して提出すること。

１　市町立学校（幼稚園含む。）の教員等が申請する場合

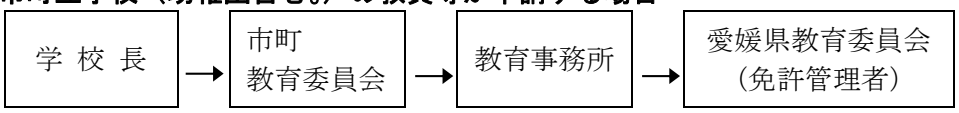

２　国・県・私立学校の教員等が申請する場合

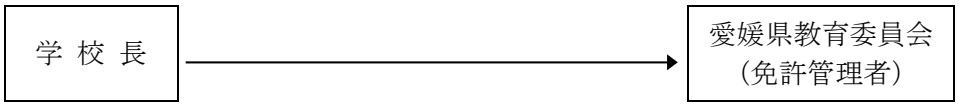

３　私立幼稚園・認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）の教員等が申請する場合

（１）取りまとめを行う場合

申請者は園長へ提出し、園長から愛媛県教育委員会へ送付してください。

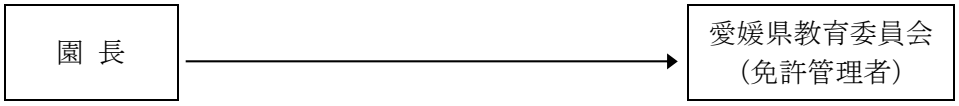

（２）取りまとめを行わない場合

申請者が直接、愛媛県教育委員会へ申請してください。

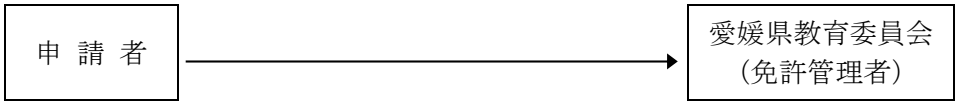

４　教員以外の者が申請する場合

教員以外の者が申請する場合は、愛媛県教育委員会へ直接申請すること。

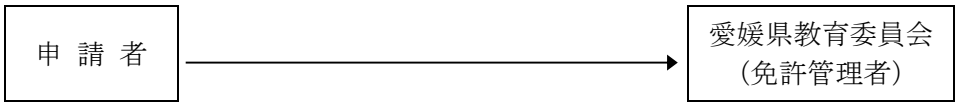

［注］　「更新証明書等が発行された旨の証明書」の交付を申請する場合は、愛媛県教育委員会へ直接申請すること。

Ⅱ　手数料

手数料は、次の金額の愛媛県収入証紙をそれぞれの申請書にちょう付して納入すること。

令和３年４月１日改訂

区　　分	金　　額	備　　考
免許状の有効期間の更新手数料	3,300 円	愛媛県手数料条例 第２条 （別表６ その他の手数料）
免許状の有効期間の延長手数料 （期間変更を含む。）	3,300 円	
更新講習修了確認手数料	3,300 円	
19 年改正法附則第２条第３項第３号の確認 手数料	3,300 円	
修了確認期限延期手数料（期間変更を含む。）	3,300 円	
更新講習免除手数料	3,300 円	
更新証明書等が発行された旨の証明書交付申 請手数料	700 円	証明事務等に係る 手数料条例第２条

Ⅲ　申請書類

申請の際は、県教委規則に規定する次の書類を、①から順番に揃えて提出すること。

［注］
申請書類中「戸籍抄本等」について
…　戸籍抄本、戸籍謄本、除籍謄本等の改姓・転籍の事実が確認できる書類のこと。
　改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合に限り提出が必要である。

1　免許状の有効期間の更新、更新講習修了確認、19 年改正法附則第２条第３項第３号の確認

（免許法第９条の２第１項、19 年改正法附則第２条第２項、同条第３項第３号）

【申請書類】
① 有効期間更新（更新講習修了確認）等申請書（様式第 19 号）
② 免許状更新講習（修了）（履修）証明書
③ 現に有する免許状の写し※又は教育職員免許状授与証明書（様式第 16 号）
　※Ａ４サイズにコピー（両面に記載がある場合は、免許状のとおりに両面コピー）
④ 更新証明書等※の写し（更新・免除・延長等を申請し、証明書の発行を受けている場合に限る。初めて更新等の申請をする場合は不要。）
　※更新証明書等　…　有効期間更新証明書、更新講習修了確認証明書、
　19 年改正法附則第２条第３項第３号の確認証明書、
　免許状更新講習免除証明書、
　有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書
⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）
⑥ 証明書送付用の角形２号封筒
　※宛名（本人宛てに限る）を明記し、必要額の切手を貼ること。（証明書１枚当たり 10 グラム）
　※証明書を窓口で直接受け取る場合は不要。
　（申請書右下余白にその旨を記載してください。）
　※現職教員が愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年 2 回）に従い、期限までに所属を通じ申請する場合は不要。

【申請時期】
有効期間満了日（修了確認期限）の２年２月前から２月前まで
※現職教員については、愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年 2 回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

2　免許状更新講習の免除

（免許法第９条の２第１項・第３項、19 年改正法附則第２条第５項）

【申請書類】
① 免許状更新講習免除（による有効期間更新）申請書（様式第 20 号）
② 在職等証明書（様式第 23 号）
③ 更新講習の講師であることを証する書類（更新講習の講師を事由とする場合）
④ 表彰状等の写し又は表彰等を受けたことを証する書類（表彰等を事由とする場合）
⑤ 現に有する免許状の写し※又は教育職員免許状授与証明書（様式第 16 号）

※Ａ４サイズにコピー（両面に記載がある場合は、免許状のとおりに両面コピー）

⑥　更新証明書等の写し（更新・免除・延長等を申請し、証明書の発行を受けている場合に限る。初めて更新等の申請をする場合は不要。）

⑦　戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）

【申請時期】

有効期間満了日（修了確認期限）の２年２月前から２月前まで

※免除対象の職であることを事由に免除を申請する場合、申請時に免除対象の職であることが必要。

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年２回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

３　免許状の有効期間の延長又は更新講習修了確認期限の延期

（免許法第９条の２第５項及び 19 年改正法附則第２条第４項）

【申請書類】

①　有効期間延長（修了確認期限延期）申請書（様式第 21 号）

②　延長（延期）事由証明書（様式第 24 号）

※　延長（延期）事由証明書については、確定している内容（休暇簿で承認されている内容や既に発令されている内容等）を根拠に、各所属長で責任を持って証明すること。

③　大学院等の在学証明書（専修免許状の取得のため大学院等に在籍していることを事由とする場合）

④　現に有する免許状の写し※又は教育職員免許状授与証明書（様式第 16 号）

※Ａ４サイズにコピー（両面に記載がある場合は、免許状のとおりに両面コピー）

⑤　更新証明書等の写し（更新・免除・延長等を申請し、証明書の発行を受けている場合に限る。初めて更新等の申請をする場合は不要。）

⑥　戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）

【申請時期】

延長（延期）事由が発生してから有効期間満了日（修了確認期限）の２月前まで

※愛媛県教育委員会から所属長宛ての通知（年２回）に従い、期限までに遅滞なく提出してください。

４　延長又は延期の期間変更

※　有効期間延長又は修了確認期限延期をした後、延長（延期）事由の期間が変更となったため、延長期間又は延期期限を変更したい場合の手続

【申請書類】

①　有効期間延長（修了確認期限延期）の期間変更等申出書（様式第 22 号）

②　有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書

③　延長（延期）事由証明書（様式第 24 号）

※　延長（延期）事由証明書については、確定している内容（休暇簿で承認されている内容や既に発令されている内容等）を根拠に、各所属長で責任を持って証明すること。

④　大学院等の在学証明書（専修免許状の取得のため大学院等に在籍していることを事由とする場合）

⑤　戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合）

【申請時期】

期間変更の事由が発生してから有効期間延長（修了確認期限延期）に係る事由の期間の終

期まで

５　更新証明書等が発行された旨の証明書の交付

※　修了確認、免除、延期の申請により、更新証明書等の発行を受けた方が、紛失等の理由により、当該証明書が発行された旨の証明書が必要な場合の手続

【申請書類】

① 更新証明書等が発行された旨の証明書交付申請書（様式第 25 号）

② 戸籍抄本等（改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が更新証明書等の記載と異なる場合）

③ 証明書送付用の長形３号封筒
※宛名（本人宛てに限る）を明記し、必要額の切手を貼ること。（証明書１枚当たり５グラム）
※証明書を窓口で直接受け取る場合は不要。
（申請書右下余白にその旨を記載してください。）

Ⅳ　在職等証明書及び延長（延期）事由証明書の証明者

証明を行う者は、次のとおりとすること。

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>証　明　者</th></tr>
<tr><td rowspan="9">教育職員・教育の職</td><td rowspan="4">教育職員
…主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師（常勤及び非常勤）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭

校長(園長）、副校長（副園長）、教頭（分校長含む）、
実習助手、実習助教諭、
（主任）寄宿舎指導員、
学校栄養職員</td><td>市町立学校</td><td>校長（園長）
※校長は、市町教育委員会</td></tr>
<tr><td>県立学校</td><td>校長</td></tr>
<tr><td>国立学校</td><td>校長（園長）</td></tr>
<tr><td>私立学校</td><td>校長（園長）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</td><td>愛媛県教育委員会</td><td>愛媛県教育委員会
所属長</td></tr>
<tr><td>市町教育委員会</td><td>市町教育委員会
所属長
※所属長の公印が無い場合は、市町教育委員会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者</td><td>知事部局</td><td>知事部局　所属長</td></tr>
<tr><td>市町</td><td>市町　所属長</td></tr>
<tr><td>学校法人</td><td>理事長</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他文部科学大臣が定める者　　※調査官、視学官</td><td>その者の任命権者・雇用者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者</td><td rowspan="5">１　教員勤務経験者

２　教育職員となることが見込まれる者（教員採用内定者、臨時任用リスト登載者等）</td><td>市町立学校（幼稚園を除く。）
※市町採用予定者を除く</td><td>愛媛県教育委員会
教育事務所長</td></tr>
<tr><td>公立幼稚園
市町立学校（市町採用予定者のみ）</td><td>市町教育委員会</td></tr>
<tr><td>県立学校</td><td>愛媛県教育委員会
高校教育課長</td></tr>
<tr><td>国立学校</td><td>大学長</td></tr>
<tr><td>私立学校</td><td>理事長</td></tr>
</table>

※　教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者は、新免許状所持者で免除による更新手続をする際に「在職等証明書」が必要。